

目 次

公 告	ページ
新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の退任について……………	1
辞 令	
事務所長の任免について……………	1
監査委員公表	
定例監査（財務監査）結果の公表について……………	1

公 告

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和 4 年 11 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

退 任 本 保 建 男 令和 4 年 9 月 14 日

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 4 年 11 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

令和 4 年 3 月 31 日付け 栗島浦村事務所長を免ずる 脇 川 善 行

令和 4 年 9 月 9 日付け 栗島浦村事務所長を命ずる 早 川 善 文

監 査 委 員 公 表

定例監査（財務監査）結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定並びに新潟県市町村総合事務組合監査基準に基づき、定例監査（財務監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和4年11月16日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 大塚 昇 一
新潟県市町村総合事務組合監査委員 南 雲 正

1 監査の対象

令和3年4月から令和4年3月までに行われた交通災害共済に係る共済見舞金等支給事務の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（担当課：交通消防課）

2 監査の実施日

令和4年11月4日

3 監査の着眼点

- ・法令等に適合し、正確であること
- ・最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること

4 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、担当課から提出された資料、提示のあった関係書類等の閲覧及びこれらに係る担当課の説明の聴取その他の監査手続を実施した。

5 監査結果

上記監査の対象に係る事務等が適正に行われていること及び最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。